豊田合成健康保険組合 行

傷 病 手 当 金 傷病手当金付加金 延長傷病手当金付加金

請求 書 (第 回)

受付	入力	支払
7/13	/ (/)	25.12

延長傷 柄于	: 三金刊加金	Ž					丽分	は、中	九人 工	Ŧ <i>F</i>	
被保険者が記入する	らところ										
健 康 保 険	記 号	番号	<u> </u>	事業	所 名	2					
被保険者証					/// 社 名	-					
				(2		,					
被保険者氏名 (フ ^{リナ}	b' t)	所	厚			事業	誉部		部
(申請者氏名)			ED	<i>[7]</i> [卢	3					室・課
				内線	番号	2	_		**		
生 年 月 日 昭和	コ・平成	年 月	日	Non E.J.						加続	年
				外 線	番号	} () -		4	= 数	
										•	
自 宅 住 所						=	· · · ·	,			
							:話(************************************)		-	
傷 病 名							または	平成	年	月	日
<u> </u>	L. 25-1-1-1		.			T	年月日		Ι		
		<u>勧災害によるもの</u>		いいえ	はい		意によるも			いえ	はい
	者行為による			いいえ	はい	l .	尼酔によるも	のか	l l	いえ	はい
発 病 ま た は [1回]目のみ : いつ	(頃)、どこで、何を	していて、と	ごこが(部位)	、どのように	こなったか等	詳し〈記入]				
負 傷 原 因											
労務に服さなかった	717 PV	年 月	日	から	平成	年	月	E	目まで	(日間)
期間		•								•	
過去に同じ傷病名での			_	ㅁ뜜	4/-	4	- □				
傷病手当金受給有無			‡	月頃	、約	年	ヶ月				
年 金 受 給 の		していない まった きょざ	: 	生命の:	(壬 米五	 		宇甘7株	ケム	 空中 	-
有無	受給「	中 請求	一	年金の	1里尖	障害手当	壶 悼	害基礎		障害厚	
振 込 先	5								7=		普通
(ゆうちょ銀行以外)				銀行·農協	·信金			支店	種	<mark>別</mark>	その他
被保険者名義に限る		号				座名義	(フリカ・ナ)
請求月日での現状	入院 ^c	中 月	日退降	院して通路	完中	入院せ	ず通院中		治癒し	月	日出勤
事業主が証明するところ											
上司、会社のコメント(労務管理		犬熊と判断[症状・リ	ハビリ・終了	7見込み等1)							
			(記入者の征	□ □		氏行	5 ,			١
労務に服さなかった			(心八有の1	又服。		17.1	٥.)
期間(含む休日)	317 HV	年 月	1	日から	平成	年	月		日まで(日間)
	1	2 3 4	5 6	7	1 2	3 4	5 6	7	休み	有給	出勤
上記期間の勤怠内容	8	9 10 11	12 13	14	8 9			14	NO.	TH ALL	山到
出勤: 有給: 欠勤:× 会社休日:	月 22	16 17 18 23 24 25	19 20 26 27	21 月	15 16 22 23			21			
XXII. A AILFRA	73 29	30 31 点		円	29 30	31 給			日	日	日
		兵 手 当		円	家族			円 円	報 酬	の	形 態
月間中に	通勤			円		手 当		円	月絲	<u> </u>	
支払った諸手当	役 暗	战 手 当		円	役 職			円		- 3月給	
文 近 ヶ た 旧 丁 コ		手 当		円		手当		円 円	その		
	月合	手 当 <u></u> 計		円 月	合	手 当 計		<u>円</u> 円	(-)
上記記載事項に相違な				1.7	<u> </u>	н		17	`		<u> </u>
平成	年 月		車架	所所在地	1						
				所名称 所名称	5						
				主氏名						ED	
			子木	エレノコ						니	

証明をうけるところ												
被保険者氏名					傷	病 名						
発病又は負傷年月日	平成	年	月	日	療	養 開	始	日	平成	年	月	日
発病又は負傷の原因												
労務不能と認めた期間	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	(日間)			療期間中療 日数		日間
上記期間中入院した期間	平成 平成	年 年	月月	日から 日まで	(日間)		入 院	費用	健保 自費 他(
人工透析 · 人工臓器等 の 装 着	装 平成	着 年 月	日日	人工肛門 人工透析		人工!	膀胱 ペース	メー	人工関 カ ー	間節 その他(人工骨頭)
労務不能と認めた意見等	この期間中養の場合に	の 労働不能 は今後の見通して	と認めた理 ら治療計画等		状態、	経過状	状况(実記	沴療₽]数が少ない	場合は ~	を詳しく)、	継続療
記載内容の通り相違ないことを証明します												
平成年	月 日	3										
			所在地 名 称 医師名 電 話	ĭ)		-				EP	

記号欄は 10=豊田合成 11=健保 12=一榮 13=ウェル 14=メンテ 15=ロジ 16=テクノアート 17=TGIM 30=TG テクノ 31=日比プラ 32=オプシード 40=日乃出 41=海洋 50=豊信

(申請条件)

次の4つの条件を満たすこと

療養のために休んでいる 病状からみて仕事に就けない 3日連続休み、4日以上休んでいる 給料・報酬を受けていない

但し、次の場合は申請できません

業務上の傷病や通勤途上での災害(会社の労災保険で申請) 交通事故やケンカ等で加害者から費用を受ける場合 単なる疲労、けん怠、健康診断や検査、美容整形手術等

(1) 申請の期間

傷病手当金・傷病手当金付加金(法定1年6ヶ月)、延長傷病手当金付加金(最長1年6ヶ月)で治癒するまでの間

- 注1) 同一疾病での「休職 復職し通院 休職」の場合の期間は通算され、最長1年6ヶ月までとなる
- 注2) 『治癒』とは医学的判断の他、社会通念上の判断を含む

(2) 給付の調整

差額支給 (ア)同一疾病による「障害厚生年金」「障害基礎年金」や「障害手当」の受給に該当した場合、(イ)名目を問わず実質的に給料・報酬を受けた場合

重複期間中の重複給付停止 (ア)出産手当金、(イ)労災保険の休業補償費、(ウ)雇用保険の失業給付、(エ)2つの傷病

(3) 給付の制限(傷病手当金の全部又は一部)

自己の故意の犯罪行為による事故又は故意による事故 ケンカ、闘争、泥酔、著しい不行跡による事故 正当な理由な〈療養に関する指揮に従わない者 詐欺、その他不正行為により保険給付を受けた者

(4) 添付書類

障害年金や障害手当金を受けている方は、年金証明書及び直近の最低通知書・年金額改定通知書のコピー

(注意事項:権限、権利の代行取得、時効)

- (1) 豊田合成健康保険組合は、必要に応じて文書の提出を求めることができる
- (2) 豊田合成健康保険組合は、第三者行為による事故の保険給付をしたときは、その給付額の限度額において損害賠償権利を取得する また、損害賠償を受けた者には保険給付はしない(免責)
- (3) 請求権の時効は、休んだ日の翌日から起算して2年です